

重症化を予防するために

高齢者肺炎球菌の予防接種を受けましょう

☎ 健康推進課保健予防係（福寿館） ☎ 286 - 3255

接種期間
4月1日～
3月31日

肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎のうち25～40%を占め、特に高齢者や心臓・呼吸器の慢性疾患や、腎不全・肝機能障害・糖尿病などの基礎疾患がある人の重症化が問題になっています。

高齢者肺炎球菌の予防接種(定期接種)の対象者は毎年変わります。対象となる人は、この機会を逃さないように接種しましょう。

対象者 府中町に住所があり、次の①②いずれかにあてはまる人

①平成29年度に右表の各年齢になる人

②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある人

※②は身体障害者手帳1級程度の障害のある人が対象です。該当する人は、健康推進課へご連絡ください。

※過去に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象となりません。

接種期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

接種回数 対象者となる接種期間に1人1回

※定期接種の接種対象者・接種期間に当てはまらない人は、任意接種(自己負担)の扱いとなります。

接種方法

①町内の医療機関で接種する場合は、直接医療機関へ健康保険証など年齢の分かるものを持参してください。

②町外の医療機関で接種する場合は、必ず事前に健康推進課で医療機関の確認をし、予防接種券などをお受け取りください。

※予約が必要な場合があるため、事前に医療機関で確認してください。

自己負担金 4700円

※接種した医療機関でお支払いください。

自己負担金の免除

生活保護を受けている人や町民税非課税世帯の人は、自己負担金が免除になります。事前に手続きが必要ですので、次のものをお持ちのうえ、健康推進課(福寿館)へお越しください。(接種後の申請は、無料になりませんのでご注意ください)

・印鑑

・申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)

※受診者本人と生計を同じにする親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

※平成29年1月2日以降に転入した人は、前住所地の住民税非課税証明書が必要です。

平成29年度 高齢者肺炎球菌対象者

年齢	生年月日
65歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ
70歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
75歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ
80歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれ
85歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれ
90歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれ
95歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれ
100歳	大正6年4月2日～大正7年4月1日生まれ

町内の実施医療機関(高齢者肺炎球菌)

医療機関名	電話番号	所在地
大島内科医院	281-8557	浜田本町7-1
岡原皮膚科内科クリニック	561-0303	大須2-1-1
小山田内科医院	281-0807	鹿籠2-13-6
こさか内科	281-4482	青崎東20-2
坂下外科・泌尿器科医院	282-2228	鶴江1-25-23
しみずハート内科クリニック	283-8010	大須3-8-56
スガタ整形外科医院	285-6522	石井城1-5-36
鈴川内科循環器科	286-0050	山田1-2-7
瀬戸ハイム内科	285-0816	瀬戸ハイム1-2-24
高上クリニック	581-5533	浜田3-9-3
ちくいクリニック	286-7788	本町5-1-6
中村医院	281-5714	本町3-4-1
永田内科医院	285-0808	青崎中24-26
なんば内科	282-4511	本町2-5-13
西村内科医院	281-6001	桃山1-1-24
福永内科医院	283-7751	緑ヶ丘13-5
前野医院	281-2334	石井城2-10-20
みはら内科クリニック	286-1177	大通2-8-21
向洋駅前診療クリニック	286-2335	青崎中24-26 6階

使える地域が広がりました

府中町公共下水道の整備状況(4月1日現在)

☎ 下水道課業務係 ☎ 286 - 3186

清潔で住みよい環境を整えるため、くみ取り便所の水洗化・浄化槽の廃止・排水設備（便所・台所・浴室・洗濯機などから出る汚れた水を流す管やます）の設置などの工事を行っています。下水道の普及にご協力ください。

平成29年4月1日から、次の区域で新しく使用できるようになりました。

- ◆ 桜ヶ丘の一部、清水ヶ丘の一部、みくまり3丁目の一部
- ◆ みくまり1・2丁目の一部、山田2丁目の一部
- ◆ 山田1丁目の一部、宮の町3・4丁目の一部
- ◆ 青崎南の一部

※府中町ホームページ(暮らし・手続き>上水道・下水道>下水道)で、詳細な整備状況図を見ることができます。

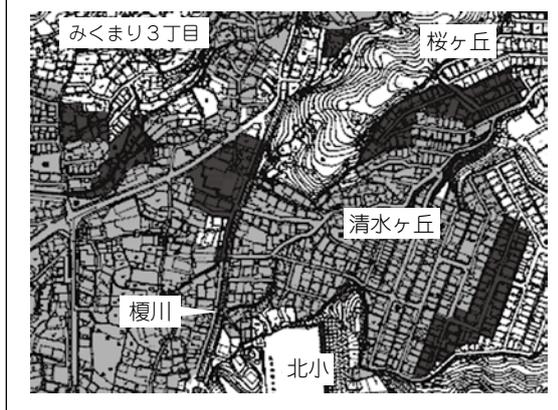
■ 新しく使用できるようになった区域

■ すでに使用できる区域

青崎南の一部



桜ヶ丘の一部、清水ヶ丘の一部、みくまり3丁目の一部



みくまり1・2丁目の一部、山田2丁目の一部



山田1丁目の一部、宮の町3・4丁目の一部



お気軽に相談してください

水洗化工事資金の貸付制度をご利用ください

☎ 下水道課設備係 ☎ 286 - 3189

くみ取り便所を水洗トイレに改造したり、浄化槽を廃止するには、工事費用がかかります。そのため、町では工事資金の貸し付けを行っています。

貸付額 52万円以内

返済期間 1万円を単位に52か月以内

利子 無利子

返済方法 元金均等月払い（口座振替）

貸し付けの条件 次の①～③すべてに当てはまる人。①受益者負担金や税金などを滞納していないこと。②一定の所得または資産を有していること。③連帯保証人が立てられること。

貸し付けの手続き 指定業者に依頼すれば、手続きの代行をします。

※府中町排水設備工事指定業者一覧表は、下水道課(役場1階)にあります。また府中町ホームページ(暮らし・手続き>上水道・下水道>下水道)からダウンロードできます。